

太子町 庁内無線環境更新に係る

情報提供依頼書

(Request For Information)

太子町 総務部 総務課

令和 8 年 8 月

1 RFI の目的

太子町では現在、役場庁舎内にインターネットへの接続を行うための住民向け無線 AP を設置していますが、これらの機器は導入(平成 27 年)から約 10 年が経過しており、さらに無線 AP の対応規格が IEEE802.11n までとなっており、現行のスマートフォン等の規格への対応ができていません。そのため、住民のインターネット利用においては、通信速度やセキュリティ面において課題があります。

また、当町は、令和 6 年度及び 7 年度にかけ、自治体 3 層分離の β モデルへ移行したことから、庁内の有線 LAN だけでなく、無線 LAN の活用もしたいと考えています。

そこで、庁内の無線環境を整えるとともに、住民向けインターネット環境も刷新する必要があると考えています。

本 RFI は、庁内の無線環境を更新するにあたり必要となる情報(当町の課題解決に資する機能、コスト等)について、事業者の皆様から広く意見を収集し、今後の無線環境の構築及び置き換えの方針決定に係る参考資料として活用させていただくために、情報提供をお願いするものです。

2 太子町の現状

【無線 AP 設置状況】

太子町庁舎の廊下、待合スペース、交流ラウンジ(住民スペース)に設置し、住民への利用を想定しています。

図面につきましてはセキュリティ対策のため、RFI をご提出いただける事業者様へ提供させていただきます。6-(6) 提出先にその旨をご連絡願います。

【無線 AP 等機器】

機器につきましてはセキュリティ対策のため、RFI をご提出いただける事業者様へ提供させていただきます。6-(6) 提出先にその旨をご連絡願います。

3 太子町の課題

【機器の老朽化】

機器の設置から約 10 年を経過し、無線 AP やネットワーク機器の老朽化による故障を懸念しております。一度、PoE 対応の L2 スイッチが故障したことがあり、その間は無線環境の提供を停止いたしました。

【通信規格が未対応】

現在の無線通信機器は設置から約 10 年が経過しており、通信規格は IEEE802.11n までの対応となっています。また、最新のセキュリティ規格である WPA3 には対応していません。住民向けサービスの利便性向上や将来の職員の業務利用におけるセキュリティ確保のため、機器

更新を検討しています。

【職員の利用】

現在の無線環境については、住民向けサービスとして運用している一方、業務用スマホやタブレットを含む職員による利用も行われています。今後、接続端末の管理を含めた運用ルールの整備を検討しています。

【機器及び電波状況の管理】

無線 AP やネットワーク機器の管理については、現状、現地での確認を中心とした運用となっています。継続的かつ安定した運用を実現するため、専門的な知識の有無にかかわらず状況を把握しやすい管理環境の整備が求められています。

【庁舎の壁により電波が届かない】

庁舎の耐震性の向上により、庁舎の壁が分厚いため、事務フロア内に電波が届かない場所があります。現在の無線 AP の位置のままでは、職員用・特に会議スペースでの利用が困難となっています。

【研修等におけるネットワーク配線業務】

庁舎で行う研修等で、職員のパソコンを会議室で利用する場合、庁内ネットワークをするためのネットワークの配線や電源設置、その後の片付けの業務を軽減したいと考えています。そのほか、パソコンを持ち運べるようになることで、ペーパーレス化を推進したいと考えています。

4 実施したいこと

(1) 最新の通信規格に対応

今後数年間は利用を見越し、IEEE802.11be（最低でも 802.11ax(Wifi6e)）に対応する機器を選定したいと考えています。そのほか、庁内 LAN と接続するにあたり IEEE802.1Q（VLAN）に対応しているものが望ましいと考えています。

(2) 住民利用／職員業務用を統合

コストパフォーマンスを向上させるため、無線 AP 及び通信回線を住民ネットワークと共有し、論理的にネットワーク分割を行う構成を検討しています。また、職員業務用への接続には、端末の認証認可の仕組み（クライアント証明書や RADIUS 等）を導入したいと考えています。そのほか、住民用と職員業務用において、住民用の帯域を制限する仕組みがあれば導入したいと考えています。

（３）住民利用の仕組み

現状、住民が無線環境を利用する場合は、１０分間は特に認証なしで利用ができ、長期利用を行う場合は、メールアドレスの登録を求めています。次のシステムにおいても同等の認証を行いたいと考えています。

また、災害時等の場合には、無制限に開放できる仕組みを導入したいと考えています。

その他、住民利用の場合は、有害コンテンツ等をブロックするための仕組みを導入したいと考えています。

（４）ネットワーク機器等の管理

今後、情報システム部門及び庁舎管理部門のどの職員でも利用できるように、ネットワーク機器や電波状況を GUI で閲覧／管理できる仕組みを導入したい。その際には、IT 知識の乏しい職員でも利用できる分かりやすい仕組みとし、庁内にサーバ機器を導入するほか、クラウドサービスを用いることも検討しています。

５ その他

その他の情報としては以下の通りです。

項目	内容
端末情報	Windows11 Pro CPU：Intel(R) Celeron・i5（ノート）、i7（デスクトップ） メモリ：8GB～16GB ストレージ：M.2 SSD 128GB～256GB
端末台数	本庁庁舎のみ：約 250 台 無線アダプター導入済み端末でもっとも古い規格:Wifi6 無線アダプターのないクライアントは順次置き換え 緊急で接続が必要な場合は、USB 無線アダプター（子機）を導入
ネットワーク	県情報ハイウェイのほか、県情報ハイウェイに対する LBO として ベストエフォート 10Gbps 回線あり
利用用途	業務システム（ブラウザ中心） オンライン会議（Youtube 等含む）

6 情報提供いただきたいこと

(1) 情報提供の実施要領

①会社概要

②体制（複数社による共同提案の場合は、その会社名も）

③他市町村や民間企業の導入予定／実績情報（提供可能な範囲で問題ありません）

④提案機器の概要（資料・カタログ等）

- ・現状の課題解決につながる機能を有しているか
- ・現状の課題解決にとどまらず、更なる業務効率化を推進できる機能があるか 等
- ・受注からの構築完了までのスケジュール感
- ・セキュリティ対策

⑤概算費用見積

- ・機器購入費（AP、スイッチ、サーバ等）
- ・業務委託費（配線業務、AP 設定、端末設定）
- ・使用料（SaaS 等）
- ・保守料
- ・その他費用 等

(2) 様式

- ・⑤については、指定様式（別紙Ⅰ）にてご提供願います。
- ・その他の資料につきましては、任意の様式で結構です。

(3) RFI 回答期限

令和 8 年 9 月 25 日（金）まで

(4) 提出部数

各 1 部（データによる提出可）

容量の関係でメールを送付できない場合は、別途ご連絡願います。アップロード URL を提供いたします。

(5) 提出方法

下記「提出先」に、郵送・持参もしくはデータを送付してください。

(6) 提出先

〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鵜 280 番地 1

太子町役場 総務部 総務課 情報推進係

TEL：079-277-1010

FAX : 079-276-3892

Mail : soumu@town.hyogo-taishi.lg.jp

(7) 質問受付

令和 8 年 8 月 28 日（金）までに、質問票（別紙 2）に質問事項を記入の上、上記「(6) 提出先」に記載のメールアドレスに送付してください。

いただいた質問に対する回答は、令和 8 年 9 月 4 日（金）までに町ホームページに公開いたします。

7 注意事項

ご提供いただいた情報をもとに、今後の調達の仕様や予算を協議しますが、次年度（令和 9 年度）の調達を確約するものではありません。ご容赦願います。

また、ご提供いただいた資料につきましては、調達業務の中でのみ使用しますが、返却については、ご容赦願います。